

住宅宿泊管理の体制について（住宅宿泊事業者）

○ 第 5 号様式の標識の場合のみ

住宅宿泊事業者の 緊急連絡先	
-------------------	--

住宅宿泊事業者
氏 名

届出住宅所在地	北区		
部屋番号	宿泊定員数	宿泊室数	宿泊団体数
	人	室	団体

○宿泊者名簿の備付け等（法第 8 条、規則第 7 条第 1 項、第 2 項、第 3 項、国・北区ガイドライン）

項目 (✓をつける)	宿泊者の氏名、住所、職業、連絡先 ☐	宿泊日（入室日時及び退室日時） ☐
	日本国内に住所を有しない外国人観光旅客であるときは、その国籍及び旅券番号 (旅券の写しを宿泊者名簿とともに保管すること。) ☐	
宿泊者名簿、旅券の写し及び旅券番号の取得方法		

○宿泊者の本人確認（国ガイドライン）

本人確認の具体的な方法

○宿泊者の安全確保（法第 6 条、国規第 1 条）

○外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保（法第 7 条、北区ガイドライン）

○周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の説明（法第 9 条、規則第 8 条、北区ガイドライン）

以下の項目について、対応する外国語を用いて、書面を居室に備え付けることによるほか、タブレット端末への表示等により、宿泊者がチェックイン以降に必要なに応じて閲覧できる方法によること(✓をつける)。
法第 9 条関係は事前配付するようにし、チェックイン時に対面で説明するようにすること。当該説明が確実になされるよう、居室内に電話を備え付けること等により、事前説明に応じない宿泊者に対し注意喚起できるようにすること。

法第 6 条関係	☐	避難経路
法第 7 条関係	☐	届出住宅の設備の使用方法に関する案内
	☐	最寄りの駅等の利便施設への経路と利用可能な交通機関に関する情報
	☐	火災、地震その他の災害が発生した場合における通報連絡先に関する案内 災害時の避難場所、消防署（119 番通報）、警察署（110 番通報）、医療機関、 住宅宿泊管理業者への連絡方法を説明すること。

法第9条関係	☐	騒音の防止のために配慮すべき事項 大声での会話を控えること、深夜に窓を閉めること、バルコニー等屋外での宴会を開かないこと、届出住宅内は楽器を使用しないこと等、届出住宅及びその周辺地域の生活環境に応じ適切な内容を説明すること。
	☐	ごみの処理に関し配慮すべき事項 宿泊者のごみによる届出住宅の周辺地域における生活環境への悪影響を防止するため、事業者は、宿泊者に対し、宿泊者が届出住宅内で排出したごみについて、廃棄物処理法及び北区における事業系廃棄物の分別方法に従って、事業者の指定した方法(届出住宅内の適切な場所にごみを捨てること等を含む。)により捨てること等を説明すること。
	☐	火災の防止のために配慮すべき事項 ガスコンロの使用のための元栓の開閉方法及びその際の注意事項、初期消火のための消火器の使用方法、避難経路、通報措置等、届出住宅及びその周辺地域の生活環境に応じ適切な内容を説明すること。
	☐	その他配慮すべき事項 性風俗サービスを届出住宅内で利用しないことなど、過去の苦情内容を踏まえ、届出住宅の利用にあたって特に注意すべき事項及び事前周知により、周辺住民等から申し出のあった意見のうち、宿泊者に配慮を求めるべき事項を説明すること。

○苦情等への対応（法第10条、北区ガイドライン）

○事前周知（北区ガイドライン）

以下の項目について、届出住宅又は管理業務の拠点となる営業所又は事務所等に、事業を継続する間は保管すること（✓をつける）。

法第10条 関係	☐	周辺住民等からの苦情及び問合せについて、その概要及び対応状況を記録した書類
事前周知	☐	（様式1）事前周知内容記録書 事前周知について、日時、周知先(名称又は部屋名)、周辺住民等から申し出のあった意見及び対応状況等を記録した書類